

令和6年3月19日

# 町 議 会 議 案

第 1 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議案 番号	件 名	議決 内容
32	鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
33	令和5年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）について	
34	令和5年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第5号）について	
35	令和6年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について	

## 議案第 32 号

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項第5号中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改め、同条第12項中「並びに」を「及び」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項中「利用申込者又は第5項で」を「利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項に規定による文書の交付に代えて、第5項に」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第228条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第25条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、」を「行い、」に改める。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束  
その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはな  
らない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身  
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改め  
る。

第33条第2号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を削る。

第34条第2項ただし書中「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サー  
ビス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」とい  
う。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、  
同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブ  
サイトに掲載しなければならない。

第41条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する町の職  
員」を「町の職員」に改める。

第44条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改め、  
同条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定  
する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」  
を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の  
規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心  
身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第50条ただし書中「同一敷地内」及び「同一敷地内の」を削る。

第53条第3号中「次条第1項に規定する」を削り、同条中第7号を第9号とし、第  
6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生  
命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては  
ならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身  
の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条第1項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改める。

第57条第2号中「夜間対応型訪問介護」を削る。

第60条第1項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項第

2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条中「運営規定」を「運営規程」に、「重要事項に関する規定」を「重要事項に関する規程」に、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第64条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第69条第2号中「1人1人」を「一人一人」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第2号中「地域密着型通所介護」を削る。

第75条第3項を削る。

第77条第1項中「指定地域密着型通所介護事業所が所在する町の職員」を「町の職員」に改める。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第69条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第80条の3中「前項ただし書の場合（」を「前項ただし書の場合において、」に、「場合に限る。）」を「とき」に、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第83条の2第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第83条の7第2項中「指定居宅介護支援事業」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第83条の8中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第83条の12第2号中「療養通所介護」を「従業者」に改める。

第83条の13第2項中「存し」を「存し、」に、「隣接し」を「隣接し、」に改める。

第83条の15第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第83条の8第4号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条中「よう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第86条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同条第2項中「厚生労働大臣が定める研修を修了している者」を「町長が定める研修を修了しているもの」に改める。

第89条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第90条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同条第2項中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第94条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2号中「認知症対応型通所介護」を削る。

第103条第1項中「認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第106条第1項中「並びに宿泊」を「及び宿直」に改め、同条第6項の表中「介護予防」及び「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、「准看護」を「准看護師」に改め、同条第7項中「保健医療若しくは」を「保健医療又は」に、「事業者若しくは」を「事業者又は」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外のもの」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「第215条第1項」を「（第215条第1項）に改め、同条第10項ただし書中「第6項表」を「第6項の表」に、「掲げる」を「掲げる」に改める。

第107条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行つている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定複合型サービス」に改め、「第136条」の次に「第216条第3項」を加える。

第110条第2項第2号ア及びイ中「1の」を「一の」に改め、同号ウ中「以下」を「以下この号において」に改める。

第116条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第122条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

第124条第2号中「小規模多機能型居宅介護」を削る。

第126条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項を削る。

第130条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第130条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第131条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第133条中「認知症である者」を「認知症であるもの」に改める。

第134条第1項本文中「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、同条第4項中「看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第5項中「認められる者」を「認められるもの」に改める。

第135条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第3項中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第136条中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第137条第2項中「（以下、この条において「設備等」という。）」を削り、同条第3項及び第4項中「1の」を「一の」に改める。

第138条第1項中「認知症である者」を「認知症であるもの」に改める。

第142条第7項中「計画変更」を「計画の変更」に改める。

第144条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

第145条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第149条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加



える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条の見出し中「(」の次に「指定」を加える。

第151条第2項第2号から第4号まで及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第152条中「及び第128条」を「、第128条及び第130条の2」に改める。

第154条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第9項中「看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。
  - (1) 第173条において準用する第130条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認

していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第155条ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削る。

第156条第4項第1号中「1の」を「一の」に改める。

第157条第1項、第170条第1項及び第2項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改める。

第171条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように

努めなければならない。

第172条第1項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第173条中「及び第123条」を「、第123条及び第130条の2」に改める。

第175条第4項中「介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第13項中「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については」を「栄養士又は機能訓練指導員については」に改め、同条第17項前段中「において」を「であって」に改める。

第176条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第189条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第190条ただし書中「管理上」を「管理上」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第191条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第192条各号列記以外の部分中「指定地域密着型介護老人福祉施設の運営」を「施設の運営」に改め、同条第1号中「指定地域密着型介護老人福祉」を削り、同条第5号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「施設」に改め、同条第9号中「指定地域密着型介護老人福祉」を削る。

第196条の見出し中「（協力病院等）」を「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

第196条第1項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体

制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第196条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第200条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第201条中「及び第77条第1項から第4項まで」を「、第77条第1項から第4項まで及び第130条の2」に改める。

第204条第1項第3号中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第209条第2項中「入居者又は」を「その者又は」に、「当該入居者」を「その者」に改める。

第210条各号列記以外の部分中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営」を「施設の運営」に改め、同条第1号及び第6号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉」を削り、同条第10号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉」を削る。

第211条第4項中「資質向上」を「資質の向上」に改め、同条第5項中「防止のため」を「防止するため」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第213条中「第4項まで」の次に「、第130条の2」を加える。

第214条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定する者」に改める。

第215条第1項中「並びに宿泊」を「及び宿直」に改め、同条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第14項中「並びに」を「及び」に改める。

第216条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、同条第3項中「修了している者、」を「修了しているもの」に改める。

第217条中「看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「複合型サービス事業所」に、「言う」を「いう」に、「修了している者、」を「修了しているもの」に改める。

第219条第2項第2号中「1の」を「一の」に改める。

第221条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第223条第9項及び第10項中「計画」を「報告書」に改める。

第225条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「居宅介護事業者者」を「居宅介護事業者」に、「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第226条中「及び第130条」を「、第130条及び第130条の2」に改める。

第228条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第2項中「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の」に改め、「（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）」を削る。

(鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同条第2項中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第9条第4項中「揚げる」を「掲げる」に、「届ける」を「届け出る」に改める。

第11条第2項中「指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第46条第7項」に改める。

第12条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第2項中「第5項で」を「第5項に」に改め、同項第1号ア中「当該利用申込者又はその家族」を「受信者」に改め、同項第2号中「磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第94条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第17条第2項中「法第8条の2第18項に規定する介護予防支援をいう。」を削る。

第20条中「法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画(以下「介護予防サービス計画」という。)」を「介護予防サービス計画」に改める。

第28条第1項中「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第30条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第32条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改め、同

条第3項を削る。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第38条第3項中「当該町」を「町」に改める。

第39条の2第1号及び第2号中「当該指定介護予防認知症対応型通所事業所」を「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第41条第1項中「おいて、」を「おいて」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第4項中「関して、」を「関して」に改める。

第42条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第5項中「指定介護予防認知症対応型通所介護の事業」を「事業」に改める。

第44条第3号中「当該」の次に「介護予防サービス」を加え、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項中「揚げる」を「掲げる」に改め、同項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第8項中「事業者」を「従業者」に改め、同条第10項中「第69条第2号に規定する」を削り、同項ただし書中「揚げる」を「掲げる」に改める。

第47条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第48条中「修了している者」を「修了しているもの」に改める。

第50条第2項第2号中「1の」を「一の」に改める。

第53条中「当たる者」を「当たるもの」に改める。

第55条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条第2号中「介護予防小規模多機能型居宅介護」を削る。

第61条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項を削る。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）



第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第66条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第68条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改め、同条第5項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業」を「事業」に改める。

第71条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

第73条第1項本文中「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め、同条第4項中「（指定地域密着型サービス基準条例第106条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「前各項」を「前3項」に改め、「（指定地域密着型サービス基準条例第106条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）」を削り、「当該指定小規模多機能型居宅介護従業者」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項中「第90条第2号に規定する」を削り、「認められる者」を「認められるもの」に改め、同項ただし書中「作成者」を「作成担当者」に改める。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第76条第3項及び第4項中「1の」を「一の」に改める。

第77条第1項中「法第7条第4項に規定する」を削り、「ある者」を「あるもの」に改める。

第80条第3項中「掲げる」を「掲げる」に改める。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第3項中「介護従事者」を「介護従業者」に、「類するもの」を「類する者」に改める。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努め

なければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に、「運営規定」を「運営規程」に、「規定をいう」を「規程をいう」に、「認知証」を「認知症」に改める。

第89条第5項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業」を「事業」に改める。

第90条第8号中「定」を「指定」に改める。

第92条第2項中「利用者又は」を「その者又は」に、「当該利用者」を「その者」に改める。

第94条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下、「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において、「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「指定する」を削り、同条第3項中「申込書」を「申込者」に改め、「場合には、」の次に「当該利用者に係る」を、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項中「技術を使用」を「技術を利用」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条中「法第58条第1項」を「同条第1項」に、「の額が当該」を「が当該」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。  
第13条中「前条の」を「前条第1項の」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「第1章」を「第3条」に、「第4章の規定」を「次章(第32条第29号を除く。)の規定」に改める。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加える。

第17条中「次の」を「次の各号」に改め、同条第1号中「。以下同じ。」を削る。

第19条中「定めておかなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第20条第2項本文中「の業務」を削る。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に、「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項中「次の各号」を「次」に、「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第5号中「内容並びに」を「内容、」に改め、同条第12号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「道指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第13号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「道指定介護予防サービス基準条例」に改め、同条第15号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項)を「指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項)に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下イにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第18号中「までに」を「までの」に改め、同条第20号中「退所」を「退所を」に改め、同条第22号中「指示があるとき」を「指示がある場合」に、「当該留意事項」を「当該留意点」に改め、同条第24号中「位置づける」を「位置付ける」に改め、「当該」の次に「介護予防サービス」を加え、「とき」を「場合」に改め、同条

第25号中「当該」の次に「介護予防サービス」を加え、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に、「サービス若しくは」を「サービス又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「前章」の次に「まで」を加え、「まで」及び「(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)」を削り、「と第12条」を「と、第12条第1項」に、「法第58条第1項」を「同条第1項」に改める。

第36条第1項中「第34条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「指定居宅介護支援事業者」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)」を、「指定居宅サービス等」の次に「(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)」を加え、同条第4項中「市町村」の次に「(特別区を含む。以下同じ。)」を、「地域包括支援センター」の次に「(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)」を、「指定介護予防支援事業者」の次に「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第5項中「事業所」を「事業者」に、「体裁」を「体制」に改め、同条第6項中「適切、かつ、有効」を「適切かつ有効」に改める。

第5条第1項中「(次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。)」を削り、同条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。第6条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、同条第3項第1号中「管理者」を「当該管理者」に改め、同項第2号中「管理者」を「当該管理者」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第7条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改め、同条第2項中「あらかじめ」を「あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に、「第3章」を「第4条」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項で」を「第8項に」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供された

ものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第9条中「実施地域」の次に「（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）」を加える。

第11条第2項中「場合には」を「場合は」に改め、同条第3項中「申請が」を「申請が、」に、「必要な」を「、必要な」に改める。

第13条第1項中「基づき居宅介護サービス計画費」を「基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）」に改め、「利用料」の次に「（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、「に相当する額」を削り、同条第3項中「費用に係る」を「費用の額に係る」に改める。

第15条第1項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改める。

第16条中「第3章」を「第4条」に改め、同条第2号中「に当たっては」を「に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし」に改め、「ものとする」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第3号中「及び」を「又は」に改め、同条第4号中「介護給付等対象サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）」を加え、「利用を」を「利用を含めて」に改め、同条第5号中「内容及び」を「内容、」に改め、同条第10号中「保険給付」を「、保険給付」に改め、同条第12号中「以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を削り、「指定居宅サービス等基準条例」を「同条例」に改め、同条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号中「以下、「モニタリング」を「以下「モニタリング」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。



- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号本文中「担当者に」を「担当者から、」に改め、同号ただし書中「場合は」を「場合については」に改め、同条第18号中「退院し、又は退所」を「退院または退所を」に改め、同条第18号の3中「居宅介護サービス計画」を「居宅サービス計画」に改め、同条第19号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第21号中「とき」を「場合」に、「期間が」を「日数が」に、「2分の1」を「半数」に改め、同条第22号中「とき」を「場合」に改め、同条第25号中「場合には、」の次に「指定介護予防新事業者と」を加え、「指定介護予防支援事業者と」を削り、同条第26号中「基づき」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「留意」を「配慮」に改め、同条第27号中「基づき」を「基づき、」に、「会議から」を「会議から、」に改める。

第17条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「国民健康保険団体連合会に委託」を「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託」に、「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）」に改める。

第19条第1号中「がないのに」を「なしに」に改める。

第21条中「定めておかなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第25条第1項中「第21条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程」に、「重要な事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第26条第1項中「ないのに」を「なく」に改め、同条第2項中「ないのに」を「なく」に、「ことが」を「ことの」に改める。

第27条中「事業者が」を「事業者は、」に、「場合における内容は、」を「場合においては、その内容が」に改める。

第28条第2項及び第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改める。

第29条第5項中「位置付けた」の次に「法第41条第1項に規定する」を、「指定

居宅サービス又は」の次に「法第42条の2第1項に規定する」を加える。

第30条第1項中「に関し」を「により」に、「場合は」を「場合には」に改め、「当該」を削る。

第30条の2第3号中「虐待防止」を「虐待の防止」に改める。

第32条第2項中「（当該利用者に対するサービスの提供が終了した日をいう。）」を削り、「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「次」を「個々の利用者ごとに次」に改め、「利用者ごとの」を削り、同号イ中「アセスメント」を「第16条第7号に規定するアセスメント」に改め、同号ウ中「サービス」を「第16条第9号に規定するサービス」に改め、同号エ中「モニタリング」を「第16条第14号に規定するモニタリング」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第19条第2号」を「第29条第2項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中「及び第25条第1項」を削り、「基づき居宅介護サービス計画費」を「基づき居宅介護サービス費（同条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）」に、「特例居宅」を「法第47条第3項に規定する特例居宅」に改める。

第34条第1項中「事業所」を「事業者」に、「指定居宅介護支援事業者等」をいう」を「指定居宅介護支援事業者等」という」に、「、その他」を「その他」に、「当該書面」を「、当該書面」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同条第2項中「、その他」を「その他」に、「又は想定されている」を「又は想定される」に改める。

附則第2項中「介護支援専門員（）」の次に「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」を加え、「同条」を「第6条」に改める。

附則第3項中「令和9年3月31日までの間は、」を「令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「」に改め、「第2項」の次に「」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項」を加え、「の規定にかかわらず、」を「に規定する」とあるのは「」に、「管理者とすることができる」を「とする」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和

7年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第36条に1項を加える改正規定
- (2) 第2条中鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第34条に1項を加える改正規定
- (3) 第3条中鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例第23条に1項を加える改正規定
- (4) 第4条中鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条に1項を加える改正規定  
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第116条第7号及び第221条第7号並びに第2条の規定による改正後の鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第130条の2（新地域密着型サービス基準条例第152条、第173条、第201条、第213条及び第226条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合も含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第196条第1項（新地域密着型サービス基準条例第213条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

## 令和 5 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,912 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,117,397 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができ、第 3 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 3 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,117,211	△2,461	3,114,750
	1. 地方交付税	3,117,211	△2,461	3,114,750
15. 国庫支出金		783,396	1,549	784,945
	2. 国庫補助金	602,629	1,549	604,178
19. 繰入金		627,905	△13,000	614,905
	1. 基金繰入金	624,205	△13,000	611,205
	歳入合計	8,131,309	△13,912	8,117,397

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費			2,422,151	△13,912	2,408,239
		1. 総務管理費	2,389,296	△13,912	2,375,384
	歳出	合計	8,131,309	△13,912	8,117,397

第 2 表

継 続 費 補 正

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	役場周辺エリアZEC 化事業	千円 1 2 6 , 5 0 0	令和4年度	千円 3 2 , 0 8 2	千円 1 2 6 , 5 0 0	令和4年度	千円 3 2 , 0 8 2
				令和5年度	7 2 , 9 2 0		令和5年度	5 9 , 0 0 8
				令和6年度	2 1 , 4 9 8		令和6年度	3 5 , 4 1 0

第 3 表

## 緑 越 明 許 費

単位 千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	定住促進住宅建設奨励事業	3, 1 0 0
		防災行政無線放送施設整備委託事業	4, 7 0 8
4 衛生費	3 戸籍住民登録費	重点対策加速化事業	3 0, 2 2 4
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	7, 0 2 1
		物価高騰対応商品券発行事業	2 7, 9 3 2
		社会保障・税番号制度システム整備事業(戸籍及び戸籍附表システム改修事業)	9, 2 9 5
4 衛生費	2 清掃費	十勝圏複合事務組合負担金事業(汚泥処理設備更新分)	8
5 農林費	1 農業費	道営土地改良事業	3 4, 1 7 0
計			1 1 6, 4 5 8



1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,117,211	△2,461	3,114,750
15. 国庫支出金	783,396	1,549	784,945
19. 繰入金	627,905	△13,000	614,905
歳入合計	8,131,309	△13,912	8,117,397

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国道支出金	地方債		その他
2. 総務費	2,422,151	△13,912	2,408,239	1,549		△13,000	△2,461
歳出合計	8,131,309	△13,912	8,117,397	1,549		△13,000	△2,461

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	3,117,211	△ 2,461	3,114,750			
項 1. 地方交付税	3,117,211	△ 2,461	3,114,750			
目 1. 地方交付税	3,117,211	△ 2,461	3,114,750			
				1. 地方交付税	△ 2,461	地方交付税 △2,461
款15. 国庫支出金	783,396	1,549	784,945			
項 2. 国庫補助金	602,629	1,549	604,178			
目 1. 総務費国庫補助金	344,391	1,549	345,940			
				1. 総務管理費補助金	1,549	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 役場周辺エリアZEC化改修等検討委託事業 1,549
款19. 繰入金	627,905	△ 13,000	614,905			
項 1. 基金繰入金	624,205	△ 13,000	611,205			
目 2. 町づくり基金繰入金	29,359	△ 13,000	16,359			
				1. 町づくり基金繰入金	△ 13,000	町づくり基金繰入金 △13,000

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正額			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
款 2. 総務費	2,422,151	△ 13,912	2,408,239	△ 13,000	△ 13,000	△ 2,461				
項 1. 総務管理費	2,389,296	△ 13,912	2,375,384	△ 13,000	△ 13,000	△ 2,461				
目16. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	136,573	△ 13,912	122,661	△ 13,000	△ 13,000	△ 2,461				
							12. 委託料	△ 13,912	△ 13,912	調査・設計・監理委託料 役場周辺エリアZEC化改修 等検討業務委託料

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが  
できる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 3 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井知己

第 1 表

繰越明許費

				単位 千円
款	項	事業名	金額	
2 事業費	1 事業費	農業集落排水処理施設更新事業	103,320	

## 令和 6 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,912 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,603,912 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 19 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,948,000	155	2,948,155
	1. 地方交付税	2,948,000	155	2,948,155
15. 国庫支出金		609,584	13,757	623,341
	2. 国庫補助金	409,067	13,757	422,824
歳入合計		7,590,000	13,912	7,603,912



(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 総務費		2, 212, 450	13, 912	2, 226, 362
		1. 総務管理費	2, 196, 016	13, 912	2, 209, 928
	歳出合計		7, 590, 000	13, 912	7, 603, 912

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,948,000	155	2,948,155
15. 国庫支出金	609,584	13,757	623,341
歳入合計	7,590,000	13,912	7,603,912

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,212,450	13,912	2,226,362	13,757		155	
歳出合計	7,590,000	13,912	7,603,912	13,757		155	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,948,000	155	2,948,155			
項 1. 地方交付税	2,948,000	155	2,948,155			
目 1. 地方交付税	2,948,000	155	2,948,155			
				1. 地方交付税	155	地方交付税
155						
款15. 国庫支出金	609,584	13,757	623,341			
項 2. 国庫補助金	409,067	13,757	422,824			
目 1. 総務費国庫補助金	165,050	13,757	178,807			
				1. 総務管理費補助金	13,757	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業） 役場周辺エリアZEC化改修等検討委託事業
						13,757
						13,757

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 2. 総務費	2,212,450	13,912	2,226,362	13,757		155				
項 1. 総務管理費	2,196,016	13,912	2,209,928	13,757		155				
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	95,055	13,912	108,967	13,757		155				
								12. 委託料	13,912	調査・設計・監理委託料 役場周辺エリアZEC化改修 等検討業務委託料
									13,912	13,912